

警 備 業 務 委 託 契 約 書

公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、警備業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、宮崎県立看護大学警備業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料等）

第3条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により委託料等に1箇月未満の端数が生じた場合は、委託料等の月額を日割計算するものとする。

委託料	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（月額	金〇〇, 〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金〇〇, 〇〇〇円（月額	金〇〇, 〇〇〇円）
合 計	金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（月額	金〇〇, 〇〇〇円）

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇, 〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を別添の警備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って、処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（警備員数）

第8条 乙は、委託業務について、仕様書に定める人数以上の警備員（次条第2号に規定す

る警備員をいう。)をもって行わなければならない。

(主任警備員及び警備員)

第9条 乙は、委託業務を処理するに当たり、次に掲げる者を定め、別添の警備業務主任警備員等報告書(別記様式1)により甲に報告しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 主任警備員(委託業務の処理について総括管理し、警備員の監督及び指導並びに甲との連絡調整を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 警備員 (主任警備員の監督及び指導を受けて、委託業務に従事する者をいう。以下同じ。)

(警備員の交替)

第10条 甲は、警備員として不適当と認める者があるときは、乙に通知し、交替を求めることができる。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに適当な警備員と交替させなければならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(実績報告書の提出)

第12条 乙は、警備日誌等を添付した警備業務実績報告書(別記様式2)(以下、「実績報告書」という。)を翌月10日までに甲に提出しなければならない。

2 甲は、実績報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に連絡するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項(前項後段において準用する場合を含む。)の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料等の請求及び支払)

第13条 乙は、甲から前条第2項(同条第3項後段において準用する場合を含む。)の規定による合格の旨の連絡があったときは、甲に委託料等の月額を支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、受理した月の翌月末までに乙に委託料等の月額を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料等の月額の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(法令の遵守)

第14条 乙は、業務の実施に当たり労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関連法令等を遵守しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には役員又は支社、支店若しくは常時清掃業務等の契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

ウ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

オ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

カ アからエまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）において、甲が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 甲が第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、委託料等の年額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(業務内容の変更等)

第16条 甲は、災害防止等のため必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料等を変更する必要があるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなけれ

ばならない。

(賠償保険)

第18条 乙は、この契約に基づく義務を履行するため、次の各号に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額以上の損害賠償額を内容とする賠償責任保険に加入し、甲に4月10日までに報告しなければならない。

(1) 身体上の事故 1事故につき1億円。1人につき4千万円

(2) 財産上の事故 1事故につき3億円

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(規律維持)

第21条 乙は、主任警備員及び警備員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

(費用の負担)

第22条 乙は、委託業務の処理に当たり、必要な器具、材料、被服、用紙等を負担し、甲は、委託業務の実施に要する電気、水道及びガスを提供するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲が提供する電気、水道及びガスの使用については、節約に努め、その後始末を完全にして、事故等の発生を防止するよう努めなければならない。

3 前2項に掲げるもののほかこの契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(場所の提供)

第23条 乙は、委託業務を円滑に処理するため、甲の指定する場所を警備員室及び休憩室として、無料で使用することができるものとし、その維持管理は乙の負担とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に返還しなければならない。

(1) この契約が解除されたとき。

(2) 甲において特に必要が生じたとき。

(協議等)

第24条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 宮崎市まなび野3丁目5番地1
公立大学法人宮崎県立看護大学
理事長

乙 ○○市○○町○○番地
○○○
代表者 職 氏 名 印

別記様式 1

年 月 日

公立大学法人宮崎県立看護大学理事長 殿

住所

会社名

代表者名

警備業務主任警備員等報告書

警備業務に従事する主任警備員及び警備員を下記のとおり報告します。

業務名

[illegible]

公立大学法人宮崎県立看護大学理事長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

警備業務実績報告書（ 月分）

業 務 名									
日	警備区分	警備人数	巡回回数	摘 要	日	警備区分	警備人数	巡回回数	摘 要
1	常 駐				16	常 駐			
2					17				
3					18				
4					19				
5					20				
6					21				
7					22				
8					23				
9					24				
10					25				
11					26				
12					27				
13					28				
14					29				
15					30				
					31				

※ 警備日誌を添付すること。
※ 本大学が示す別添「警備業務実績報告書に係る点検表」を点検の上、添付すること。

別添

警 備 業 務 実 績 報 告 書 に 係 る 点 検 表 () 月 分

業 務 名		会社名		担当者			
		代表者名		電話番号			点検欄
点検項目	点 検 内 容					受託者	県
1 法令の遵守	○ 業務の実施に当たり労働基準法ほか労働関係諸法令及びその他関連法令等を遵守しているか。						
	○ 従業員の賃金支払状況を別添様式により作成しているか。						
	○ 最低賃金法違反となっていないか。						
	○ 労働保険、健康保険、厚生年金保険等に関する法令に違反していないか。						
	○ 契約の解除に該当していないか。						
	○ 宮崎県清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)別表第2に掲げる指名停止要件に該当しないか。						
2 警備員	○ 警備員の構成は、仕様書の構成員の人数以上になっているか。						
	○ 警備員は、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有しており、仕様書の要件に該当しているか。						
3 警備員の服装等	○ 警備員は、業務を実施するに当たり、統一された制服、制帽、名札を着用しているか。						
	○ 警備員の服装等は、あらかじめ大学に報告し、承認を得ているか。						
4 警備実施状況	○ 委託業務の処理結果について警備日誌を作成し、速やかに特記事項に係る警備状況を大学に報告しているか。ただし、大学の休日にあつてはその翌日に行っているか。翌月10日までに提出の実績報告書に添付しているか。						
	○ 警備業務実施要領に基づいた警備を行っているか。						
	○ 駐車場管理業務実施要領に基づいた警備を行っているか。						
	○ 警備実施計画書に基づいた警備を行っているか。						
	○ 警備員は、入退庁者への対応及び電話の応対について、言語態度等に注意するとともに、円滑かつ親切、丁寧に行っているか。						
	○ 巡回は、警備業務実施要領に定めた回数以上行っているか。						
	○ 鍵の貸し出しについては、施設使用者記録簿(別記様式)に所要事項を記載させ、確認の上、貸し出しているか。						
	○ 庁舎内外において拾得物を拾得し、又は拾得物の届け出があつた場合は、拾得物処理簿(別記様式)等により処理しているか。						
5 事故発生時の措置	○ 委託業務につき事故が発生し、又は発生するおそれのあるときは、これに対する措置を講じているか。						
	○ 警備員は、正当な手続きによらないで、危険物を所持する者、著しく酒気を帯びた者、挙動不審者その他庁舎等の警備を乱すおそれのある者の庁舎等への立ち入りを止めさせ、警察署に通報するとともに受託者本社に応援を依頼しているか。また、速やかに甲の示した緊急連絡体制表に基づいて関係者に連絡するとともに、庁舎管理者に警備日誌により報告しているか。						
	○ 火災を発見した時は、消防署に直ちに通報し、受託者本社に応援を依頼し、消防車到着まで大学職員等の協力を得て初期消火、負傷者の救護、避難誘導等の必要な措置を行うこととしているか。また、速やかに甲の示した緊急連絡体制表に基づいて関係者に連絡するとともに、庁舎管理者に警備日誌により報告しているか。						
6 賠償保険	○ 4月10日までに契約に基づく義務を履行するため、第18条に規定する損害賠償の限度額を内容とする賠償責任保険に加入し、報告しているか。						
7 実施計画書等	4月10日までに以下の書類を提出しているか。						
	○ 警備実施計画書(主任警備員、警備員配置、警備時間、巡回方法、巡回時刻、巡回経路図、巡回以外の業務、警備員被服(写真)、警備に必要な器具、材料、警備員教育計画、休憩室の寝具、警備日誌の用紙等を定めた警備実施計画書を作成すること。)						
	○ 警備業務主任警備員等報告書(別記様式1)						
	○ 警備に従事する者の名簿(ア 履歴書、イ 写真、ウ 警備に関する資格免許等の写し、エ 実務経験年数)						
	○ 緊急連絡体制表(緊急時の措置に必要な緊急連絡体制表を作成すること。)						
	○ 警備業法に基づく次の書類 ア 宮崎県公安委員会の認定証及び営業所届(警備業法第4条及び第5条)の写し イ 警備員指導教育責任者資格者証(警備業法第22条)の写し ウ 在職者施設警備員名簿及び教育実施簿(警備業法第45条)の写し						
	5月10日までに以下の書類を提出しているか。						
	○ 最低賃金法第7条に基づく労働局長の許可の写し(許可申請している場合のみ)						
○ 労働保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険(法定義務)の加入状況							

※ 点検欄は、点検できたものは「○」、点検できないものは「×」とし大学担当者へ説明すること。該当しない場合は「－」とすること。

※ 別添様式の従業員賃金支払状況を添付すること。

従業員賃金支払状況(年 月分)

委 託 名				会社名					窓口担当者		
									電話番号		
従業員氏名	賃金台帳 の写しを 添付 (記号記入)	月 給 (円) ア	一 月 勤務日数 (日) イ	一 日 勤務時間 (時間) ウ	一 月 勤務時間 (時間) エ＝イ×ウ	時間給 (円) オ＝ア÷エ	最低賃金法 第7条の許可 支払賃金額(円) ※許可書写添付	最低賃金額以上か 最低賃金時間額 以上「○」 未満「×」理由書添付	社会保険		
									労働保険 加入「○」 未加入「×」理由書添付	健康保険 加入「○」 未加入「×」理由書添付	厚生年金保険 加入「○」 未加入「×」理由書添付
(記入例)	③	152,320	20	8	160	952	－	○	○	○	× 別添理由書1 (○○のため適用除外)
(記入例2)	⑤	140,896	5	4	20	952	－	○	○	○	○
	⑤		16	8	128						
	①										
	②										
	③										
	④										
	⑤										
	⑥										
	⑦										
	⑧										
	⑨										
	⑩										
	⑪										
	⑫										
	⑬										
	⑭										
	⑮										

※ 受託業務に従事する職員(パートを含む。)の賃金台帳の写しを添付すること。
 ※ 一日の勤務時間が曜日等により異なる場合は、行を分けて記載する等、最低賃金以上の賃金を支払っていることが分かるように記載すること。